

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年^{内閣府}総務省令第三号）

改正案	現行
（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請） 第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一～七 （略） 八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六十六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十三号まで又は第十五号に掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類 九・十 （略） 2 （略）	（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請） 第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一～七 （略） 八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六十六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類 九・十 （略） 2 （略）